

# 板橋区再犯防止推進計画

－重点課題と現状・課題並びに取組の体系(案)について－

## 1 就労・住居の確保

### 現状と課題

- 刑務所に再び入所した者のうち約7割が再犯時に無職。
- 各年の保護観察終了者数のうち、4人に1人が保護観察終了時に無職。

→不安定な就労が再犯のリスクを大きく高めている。

- 満期釈放者<sup>1</sup>のうち、出所時に帰住先がないものは約4割
- 釈放後に住居が確保されていないまま刑務所を出所した者の2年以内再入率(26.8%)は、釈放前に適当な住居を確保していた者(15.3%)に比べて約2倍

→適切な帰住先の確保は再犯を防止する上で最も重要といえる。

### 取組

- 住居確保に向けた取組
- 就労確保に向けた取組

<sup>1</sup> 満期釈放者：刑の執行が終わった人。更生緊急保護を申し出れば支援が受けられる。

## 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

### 現状と課題

- 刑法犯検挙者数に占める高齢者の割合は増加傾向。(犯罪白書)
- 近年の全国における東京都の高齢者の2年以内の刑務所再入率は最も高い割合。
- 特別調整<sup>2</sup>により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数は、出所受刑者数が近年減少している中、ほぼ横ばいで推移。
- 知的障がいのある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短い。

→犯罪をした高齢者または障がい者である者等が福祉サービスを円滑に利用できるよう各福祉関係機関と連携を図ることが重要。

- 覚せい剤による検挙者数が減少傾向にある一方で、大麻による検挙者数が高止まり。
- 特に20代が全体の半数以上を占め、20歳未満を含めると約7割となる。

→薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関の更なる充実を図るとともに、刑事司法、関係機関、地域社会の保健医療機関等の各関係機関による、“息の長い”支援が重要。

### 取組

- 高齢者または障がいのある者等への支援の取組
- 薬物依存の問題を抱える者への支援の取組

---

<sup>2</sup> 特別調整は、高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先のない受刑者や少年院在院者に対して、釈放後速やかに福祉関係機関等による適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするための特別の手続である。

### 3 学校等と連携した修学支援の実施等

#### 現状と課題

- 入所受刑者の33.8%は高等学校に進学しておらず、23.8%は高等学校を中退。  
少年院入院者の24.4%は中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した者のうち56.9%は高等学校を中退。
- 就職し、自立した生活を送る上では、高等学校卒業程度の学力が求められることが多い。
- 刑務所に入所した者のうち約6割が高卒未満。

- 非行が修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を強化していくことが必要。
- 少年院出院後も一貫した修学支援を実施できるよう、矯正施設<sup>3</sup>、保護観察所、学校等の関係機関の連携を強化していくことが必要。

#### 取組

- 児童生徒の非行の未然防止等
- 継続して学ぶための支援

### 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等

#### 現状と課題

- 出所受刑者等の2年以内再入率の推移を罪名別(覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗)、属性別(高齢、女性、少年)に見ると、それぞれに傾向があり、また、各個人に着目しても、犯罪や非行の内容はもちろんのこと、心身の状況、家庭環境、交友関係等、犯罪の背景にある事情は様々。
- 再犯の防止等に資する取組を効果的に行うためには、経歴や家庭環境、経済的な状況など、犯罪をした者の特性を把握した上で、適切な支援等を選択し、継続働きかけていくことが重要。
- 少年・若者への支援や女性の抱える問題に応じた支援、発達上の課題を有する者への支援など、対象者の特性に応じた支援が必要。

#### 取組

- 少年・若者への支援
- 女性の抱える困難に応じた支援
- 発達上の課題を有する者への支援

<sup>3</sup> 犯罪や非行をした人たちを収容する矯正施設(刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院、少年鑑別所)をまとめて『矯正施設』といいます。)

## 5 民間協力者の活動の促進等

### 現状と課題

- 犯罪をした者等の社会復帰支援は、保護司、更生保護女性会、協力雇用主等多くの民間協力者によって支えられている。
- 更生保護法人をはじめとする様々な民間団体による支援活動も行われており、こうした活動によって、地域社会における「息の長い」支援が形作られてきた。
- 民間協力者のうち、保護司は、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行うなどの活動を行っている。

→保護司は高齢化が進んでおり、担い手の確保が年々困難となっており、活動の支障となる要因を軽減等するための支援が必要。

→民間協力者が、「息の長い」支援を行う上で極めて重要な社会資源であることを踏まえ、民間協力者との連携を一層強化していくことが必要。

### 取組

- 関係機関、団体との連携
- 更生保護活動への支援

## 6 地域による包摂の推進

### 現状と課題

- 刑事司法手続を離れた者に対する支援は、主に地方公共団体が主体となって一般住民を対象として提供している各種行政サービス等を通じて行われることが想定される。
- 犯罪をした者等が安定した生活を送るためには、社会において孤立することがないように、更生保護活動の広報・啓発活動によって、罪を犯した方に対する区民の理解と協力を得るための支援が必要。

→地域による包摂を進めていくため、保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者へ適切なサービスの提供を行うことが必要。

### 取組

- 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進